

今後の感染拡大に備えた「臨時医療施設」の整備について

新型コロナウイルス感染拡大「第6波」に備え、病床逼迫が生じた際に一時的に患者を受入れて、医師・看護師常駐による医学的管理体制の下、酸素投与等の処置や診療・健康観察等を行う「臨時医療施設」を設置し、感染拡大時に医療機関による患者の受入れを補完する体制の整備を図る。

(1) 設置場所

徳島市内

(2) 設置時期

令和3年12月上旬から令和4年3月末まで

(3) 対 象 者

入院治療が必要であるが、病床の逼迫等により、入院調整に時間がかかる患者を一時的に受入れて、必要な処置を行い、入院へつなげる。

(4) 事 業 費

3.7億円（危機管理調整費）